

平成16年度

官公需共同受注事業 成功事例集

中小企業官公需施策と官公需適格組合



平成17年3月



全国中小企業団体中央会

は し が き

中小企業者が組合を組織し、共同受注事業を行うことにより、官公需を受注することは、規模の小さい者がスケールメリットを活用して受注機会の確保を図るものとして有効な手段といえます。国は、中小企業の振興を図るため、国等の契約の締結にあたっては国等の予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努力することとしています。また、毎年度閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の方針」の中で、中小企業者向けの契約目標額や官公需の発注に当たって、組合を積極的に活用する旨が定められています。

昭和42年度の「中小企業者に関する国等の契約の方針」で定められた官公需適格組合制度は、官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した案件を、十分に責任を持って実施できる経営基盤が整備されている組合であることを中小企業庁（経済産業局）が証明する制度です。制度発足以来、組合数は増えていますが、発注機関によっては官公需適格組合に対する認識の違いがあり、官公需適格組合の受注実績は未だ十分なものとはいえない状況にあります。

本会では、従来より官公需適格組合が行っている官公需共同受注事業の普及・啓蒙を図るため、官公需の共同受注で成果を上げている組合の事例集を作成し、これを関係各方面へ広く紹介することにより、発注者側及び受注者側の双方に制度に対する理解を深めて頂くよう努めています。

官公需受注には、「物品」「役務」「工事」の三つの分野がありますが、本年度の事例集においては、「物品」の事例として事務用品等の販売を行う組合を、また「役務」の事例として建物等のメンテナンスを行う組合ならびに屋外広告の設置等を行う組合を取り上げ、その受注体制、事業実施方法等を紹介しています。

本冊子が、官公需適格組合や官公需の発注に当たられている関係者の皆様の参考資料としてご活用いただければ幸甚に存じます。

平成17年3月

全国中小企業団体中央会

目次

．官公需共同受注事業の組合事例

1．相模原事務用品協同組合【物品】	1
2．ひたちなか市ビル管理事業協同組合【役務】	7
3．滋賀県広告美術協同組合【役務】	13

．中小企業官公需施策

1．官公需施策（中小企業者の受注機会増大策）の概要	22
（1）官公需を中小企業者へ	22
（2）施策の概要	23
2．平成16年度「国等の契約の方針」の解説.....	24
3．官公需適格組合証明基準	42
（1）物品納入・製造の請負・役務の提供に係る組合の証明基準（別表1）	42
（2）建設工事にかかる組合の証明基準（別表2）.....	44
4．事業協同組合等の概要	48
（1）事業協同組合	48
（2）企業組合	49
（3）商工組合	49
（4）協業組合	50

・官公需共同受注事業の組合事例

相模原事務用品協同組合

1 組合の概要

- (1)所在地 神奈川県相模原市中央3-12-3 商工会館内
- (2)電話・FAX 電話042(750)2838 FAX042(750)2855
- (3)代表者名 浦上裕史
- (4)設立年月日 平成5年3月24日
- (5)組合員数 16名(個人企業3社、有限会社8社、株式会社5社)
- (6)出資金額 8,000千円(平成17年1月末現在)
- (7)組合員資格事業 文具・事務用品・事務用機器小売業又は文具・事務用品・事務用機器卸売業を営む事業者
- (8)組合の地区 神奈川県相模原市の区域



情報化にも積極的に対応する組合員

2 官公需共同受注事業に関する事項

- (1) 第1回適格組合証明取得年月日 平成8年4月8日
 (2) 今回適格組合証明有効期間 平成17年4月9日
 (3) 官公需共同受注事業の受注対象 文具、事務用品、オフィス家具、OA機器
 (4) 平成15年度官公需受注実績 62,733千円
 (5) 役員数 理事6名(うち官公需受注事業担当理事6名) 監事2名
 (6) 常勤役員数 職員2名(女性2名)
 (7) 官公需共同受注事業に従事している事務局要員 常勤事務専従職員2名
 (8) 組合の主な物的施設 事務所26.119㎡(借用)
 (9) 従業員規模別組合員数

従業員数	1～5人	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～200人	201～300人	301人～	合計
組合員数	10	3	3	0	0	0	0	0	16

- (10) 資本金(出資金)別組合員数

資本金額	個人企業	200万円以下	200万超～500万以下	500万超～1000万以下	1,000万超～5,000万以下	5,000万超～1億以下	1億超3億以下	3億円超	合計
組合員数	3	0	5	6	2	0	0	0	16

3 組合の沿革

約30年前、当組合の前身母体である事務用品関連業者による任意団体を設立、親睦が中心であったが情報交換・交流活動を展開していた。平成3年頃より、什器・備品等を中心に個別企業が発注機関へ納入していた受注価格が、業者間競争の激化により極端に下落し、個別企業単独では対応できない状況に置かれていた。そのため、協同組合を設立して仕入メーカー・問屋との交渉力を高め、発注機関に対して安定的に供給できる体制を構築しようとの気運が高まり、平成5年に協同組合を設立した。

現在では、神奈川県唯一の事務用品組合として、相模原市を中心とした国・県等の発注機関に対して積極的な営業活動を展開し、数々の受注実績を挙げている。

4 官公需共同受注事業実施・官公需適格組合証明取得の経緯

当組合では、官公需共同受注事業が設立当初より共同事業の大きな柱のひとつであったことから、設立後すぐに官公需共同受注事業への取組みを開始した。

官公需共同受注事業の取扱品は、文具、事務用品、事務機器、OA 機器及びオフィス家具類である。

官公需適格組合については、相模原市、神奈川県及び国等の発注機関からの受注を目指すためにもその証明を取得することが必要であるとの認識から、平成 8 年に官公需適格組合証明を取得した。

また、当組合のアピールポイントである「神奈川県内唯一の事務用品組合」として、常に発注機関からの信頼が得られるよう堅実で安定的な事業活動を行うことが、組合員をはじめ、地域経済の活性化にも役立つものと考え共同事業を展開している。

5 官公需共同受注事業の実施方針

官公需共同受注事業は、設立当初より当組合の中心の共同事業と位置づけられている。組合では、毎月の全体会や研修会を通じて、新仕入システムの検討、カタログ通販の現状把握など、組合がおかれている状況について、組合員への周知徹底を図っている。また、インターネットを積極的に活用し、情報収集に力を入れている。

さらに、組合員が発注機関に営業活動を行う際には、組合の名刺、組合営業用パンフレットを持参させるなど、組合として積極的に官公需共同受注事業に取り組んでいることを PR している。

その一方で、カタログ通販の拡大等による競合激化に加え、景気後退による発注機関からの発注量の減少や発注方針の変化等、組合及び組合員を取り巻く環境が大きく変化していることから、官公需を主体として取り組んできた組合にとっては難しい環境が続いている。

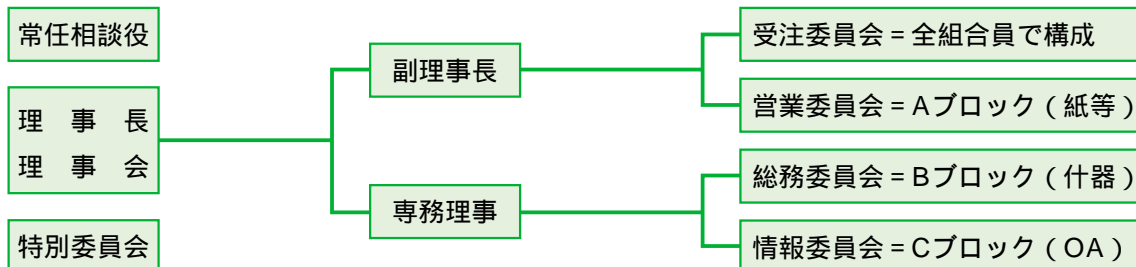
そこで、今後は、これまで蓄積してきたノウハウを最大限に活用し、より一層発注機関からの信頼が得られるよう努力するとともに、組合員企業の活性化策を講じていく予定である。



組合で取扱う商品（イメージ）

6 官公需共同受注事業に関する事項

(1) 組織図



(2) 設置している規約・規程等について

共同受注規約

(3) 営業活動及び情報収集について

当組合には、受注、営業、総務、情報委員会の4つの委員会を設置しており、これら委員会が取扱分野別に営業・情報収集活動を展開している。受注委員会は、副理事長の指揮のもと全組合員で構成する委員会であり、共同受注事業実施にあたって中心的に検討する組織である。営業、情報、総務、情報委員会は、それぞれ組合の共同事業実施のための検討に加え、営業委員会は共同受注に関して紙関係、総務委員会は什器関係、情報委員会はOA関係の営業・情報収集活動を行う組織として位置づけ、専門性をもった共同受注の営業活動を展開している。

また、当組合では全組合員の担当者が組合の名刺を持ち、組合員自社の営業活動と区分したうえで、営業活動を実施している。その他、多くの組合員が多方面で情報を収集しているほか、事務局主催の情報交換会を開催し、取引先問屋・メーカー等から情報を収集するなど、「全員営業」の体制を築いている。

(4) 発注機関への資格登録及び入札・落札の状況

発注機関名	登録の種類	資格等級	一般競争入札機会の回数	一般競争入札落札回数	指名競争入札機会の回数	指名競争入札落札回数	随意契約の回数	営業活動の頻度
相模原市役所	物品		0	0	12	1	170	随時
神奈川県	物品	B	0	0	76	9	0	随時
国	統一	C	5	0	0	0	20	随時
雇用能力開発機構	物品製造等	D	0	0	1	0	0	随時
鉄道建設運輸施設整備支援機構	販売		0	0	0	0	0	随時

(注) a. ~ は、平成16年9月末時点で有効なもの

b. ~ は、平成13年度～15年度における合計回数

(5) 官公需共同受注に関連する会議の開催状況

共同受注委員会は、副理事長が委員長を兼務しており、全組合員が委員として構成する組織であり、毎月開催する全体会において情報交換を行っている。なお、営業、総務、情報委員会においてもそれぞれの取扱分野別の情報交換を行っている。

(6) 契約の実行体制、進行管理体制

共同受注に結びついた案件については理事長、副理事長及び専務理事の決裁のもと事務局で契約処理を行い、理事会または全体会で実施状況を逐次確認している。また、納入先の学区等に基づく担当区分を設定し、迅速な対応ができるよう体制をとるとともに、必要に応じて受注案件ごとに最終責任者を選任し、管理の徹底を図っている。

(7) 安全・検査管理・責任体制

発注者から求められる商品に対する保証や事務用品の製造過程で使用されるホルムアルデヒド等の化学物質に対する管理など、重要課題については、現場責任者を窓口として、メーカー等関係者とコミュニケーションを図ることを重視しながら、随時対応している。

また、組合として損害保険に加入して、万が一に備えているほか、ISO14001取得に向けての研究も行っている。

7 官公需・民需の共同受注実績

(1) 官公需及び民需の受注実績

(単位：千円)

年度		共同受注総計		官 公 需						民 需	
				国 等		地方公共団体等					
		件数	金額	随意契約		指名競争		随意契約		件数	金額
				件数	金額	件数	金額	件数	金額		
13年度	直接受注	163	154,924	5	2,002	4	57,898	58	90,673	96	4,351
14年度	直接受注	139	97,329	2	1,043	4	520	58	93,261	75	2,505
15年度	直接受注	130	61,969	5	793	2	462	48	57,937	75	2,777

(2) 官公需受注の特徴

設立当初より当組合の事業活動について、相模原市とは綿密な連絡をとっており、市役所及び市立小中学校における什器・備品等の単価契約を結ぶなど、組合に対する理解が得られ、受注につながっている。

(3) 民需の受注状況

当組合の民需受注については、地域の商工会議所や法人会等の公的団体が発注するものに限って対応しており、官公需は組合、民需は組合員とその棲み分けを明確にしている。

8 官公需共同受注事業による効果

対外的には、組合に対する知名度、認知度も高まり、発注機関からの理解も得やすい環境が整備されてきた。組合員にとっても、地元発注機関からの発注を確保できていることが地域からの評価に繋がっている。

9 官公需共同受注事業についての今後の目標等

電子入札、指定管理者制度の導入などの環境変化を先取りし、地元発注機関とも十分な協議を行うほか、市内の他の官公需適格組合との協調・連携のあり方について、模索中である。また、当組合では、より一層の発注機関からの信頼を獲得するためにISO14001取得を目指している。

さらに、市町村合併の検討が始まっていることから、今後の動向を注視し、対応を検討していく予定である。

10 官公需受注の具体的事例

- (1) 発注機関名 相模原市役所
- (2) 契約の名称 デスクトップ型パソコンほか
- (3) 契約の内容 デスクトップ型パソコン 400 式、レーザープリンター 22 式
- (4) 入札方法 競争入札
- (5) 契約期間 平成 13 年 8 月 30 日 ~ 13 年 10 月 20 日
- (6) 契約金額 59,850 千円
- (7) 受注の成功要因

協同組合活動の上で、インパクトを与えるような受注を目指して取り組んだ。

- (8) 当該契約の履行状況

1ヶ月間の分割納入となったため、毎週末に組合員を配置して立ち会い作業を実施した。守秘義務への対応を図るため、誓約書を作成し、立会者全員が提出した。

- (9) 当該契約に対する発注機関の評価

組合全体の結束力が強化され、発注機関からの評価も一段と高くなった。

ひたちなか市ビル管理事業協同組合

1 組合の概要

- (1)所在地 茨城県ひたちなか市馬渡 2525-188
- (2)電話・FAX 電話 029(276)0500 FAX029(276)0911
- (3)代表者名 関谷 忠正
- (4)設立年月日 平成7年11月15日
- (5)組合員数 7名(有限会社4社、株式会社3社)
- (6)出資金額 5,100千円(平成16年3月末現在)
- (7)組合員資格事業 建物管理業又は廃棄物処理業を営む事業者
- (8)組合の地区 茨城県ひたちなか市及び水戸市の区域



公共施設におけるメンテナンス作業例

2 官公需共同受注事業に関する事項

- (1) 第1回適格組合証明取得年月日 平成9年3月4日
- (2) 今回適格組合証明有効期間 平成18年3月5日
- (3) 官公需共同受注事業の受注対象 清掃及び設備保守管理
1 契約金額が3万円以上のもの
- (4) 平成15年度官公需受注実績 100,651千円
- (5) 役員数 理事6名(うち官公需受注事業担当理事6名) 監事1名
- (6) 常勤役員数 役員2名(うち官公需受注事業担当理事2名)
職員3名(男性1名、女性2名)
- (7) 官公需共同受注事業に従事している事務局要員 常勤事務専従職員3名
- (8) 組合の主な物的施設 土地 81.6m²(借用) 事務所 63.6m²(借用)
駐車場 200m²(借用) 車両 1台(事務局用)
- (9) 従業員規模別組合員数

従業員数	1～5人	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～200人	201～300人	301人～	合計
組合員数	0	3	1	3	0	0	0	0	7

- (10) 資本金(出資金)別組合員数

資本金額	個人企業	200万円以下	200万超～500万以下	500万超～1000万以下	1,000万超～5,000万以下	5,000万超～1億以下	1億超3億以下	3億円超	合計
組合員数	0	0	3	1	3	0	0	0	7

3 組合の沿革

平成6年、茨城県勝田市と那珂湊市が合併してひたちなか市が発足すると、近隣市町村の同業者が進出する例が増え、市内業者との競争が激しくなってきた。これに対し、地元業者の有志がひたちなか市役所をはじめとする発注機関からの信頼を得て、今後も生き残っていくためには、専門資格者の設置や総合管理業務能力を備えるなど経営体質強化が必要不可欠であると考えた。そこで、各企業の経営資源を持ち寄り、協同組合を設立して法人化を図ることにより、スケールメリットを最大限に活かすとともに、組合員の体質強化を目指すこととなった。その結果、設立以降は、組合員脱退もなく、安定した事業展開が図られている。

4 官公需共同受注事業実施・官公需適格組合証明取得の経緯

組合は、組合員の経営基盤の強化等を目指し、設立当初から官公需共同受注を組合事業の柱としてきた。合併を果たしたひたちなか市からの受注確保のほか、建設が始まった常陸那珂港と周辺開発による官公需関係の大きな需要が見込まれるようになった。組合としても、より活発な事業展開を行っていくためには、これを契機に一層の営業努力を重ねるだけでなく、発注機関からの信頼の獲得と関係機関との連携強化を重視する必要性が生じてきた。その結果、平成9年、茨城県中央会の支援を得て、官公需適各組合証明を取得することができ、組合の売上額も順調に推移してきている。

現在では、経済状況の変化などから、官公需共同受注事業の展開も容易ではないが、地元根付いた業者同士である強みを活かして、情報交換を密にするなど、各組合員が厳しい情勢をいち早く認知し、新事業への挑戦や業務拡大を積極的に進めるなどの対応を行いながら、発注機関の幅広いニーズに応えられるような経営体質づくりに取り組んでいる。

5 官公需共同受注事業の実施方針

当組合においては、組合売上高の9割弱を官公需共同受注が占めている。組合では、情報収集の強化と営業活動の拡大にとどまらず、組合員各社の特徴をよく把握し、業種拡大と能力向上、許認可・資格取得等にも力を入れている。

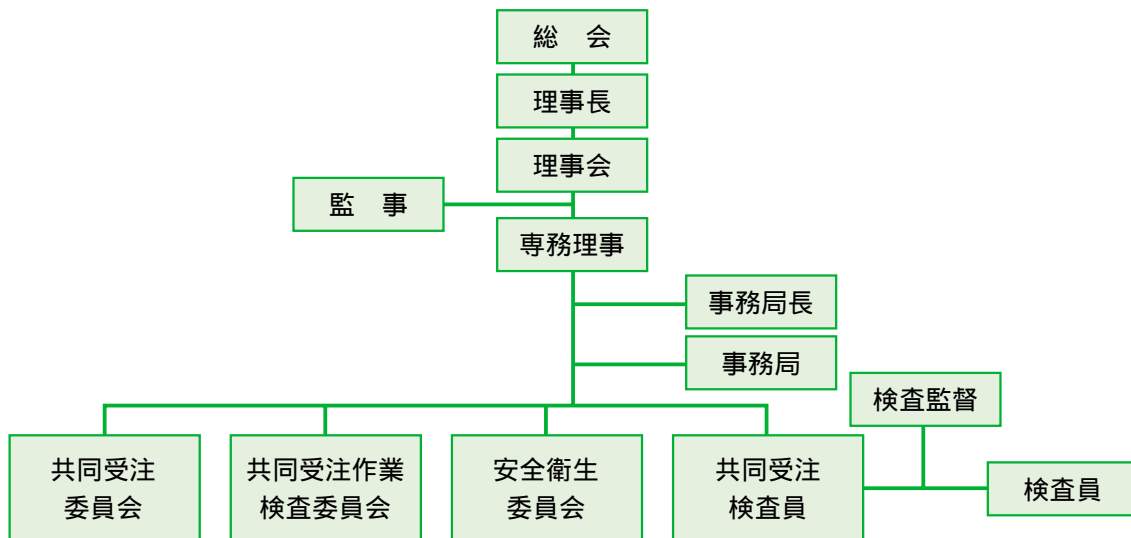
組合員の持てる力を向上させ、ビルメンテナンスとして一般的な清掃作業に留まらず、衛生管理、内装、解体、リサイクル、産業廃棄物を含めた各種廃棄物処理など、建物に関わる多種多様な案件への対応を可能にしている。その結果、これらの実績づくりが功を奏し、「スズメ蜂駆除作業」といった新事業への依頼もあるなど、成果があがりつつある。



公共施設におけるメンテナンス作業例

6 官公需共同受注事業に関する事項

(1) 組織図



(2) 設置している規約等

共同受注委員会規約、官公需共同受注事業規約、共同受注作業検査委員会規約、共同受注作業検査規約、共同受注検査員服務規程、配分基準

(3) 営業活動及び情報収集について

理事長をはじめ、組合役員すべてが、それぞれの役職にこだわらず、幅広い営業展開を行っており、新規受注につなげている。また、発注機関や外郭団体が主催する事業等に対して積極的に参加することで、当組合役員が外郭団体役員に推挙される例もあるなど、情報チャネルの拡大にも努めている。これらの結果として、地域活動への貢献も少なからず果たされている。

(4) 発注機関への資格登録及び入札・落札の状況

発注機関名	登録の種類	資格等級	一般競争入札機会の回数	一般競争入札落札回数	指名競争入札機会の回数	指名競争入札落札回数	随意契約の回数	営業活動の頻度
国	統一	D	2	0	8	0	0	年2回
茨城県	役務	82点	0	0	9	0	0	年2回
ひたちなか市	物品	不明	0	0	223	152	36	週1回
大洗町	物品製造	不明	0	0	0	0	0	年2回
那珂町	物品役務	不明	0	0	0	0	0	年2回
東海村	物品調達	不明	0	0	0	0	0	年2回

(注) a. ~ は、平成16年9月末時点で有効なもの

b. ~ は、平成13年度～15年度における合計回数

(5) 官公需共同受注に関連する会議の開催状況(平成15年度の実績)

「通常総会」「臨時総会」「理事会(2回)」「全体会議」にあわせ、共同受注委員会も同日に開催し、事業方針、入札対策、配分、その他官公需共同受注に関する審議を行っている。

(6) 契約の実行体制、進行管理体制

官公需共同受注規約の配分基準に則り、過去の実績や能力等を勘案しつつ、公平な配分を心がけている。また、担当組合員の決定後は、理事長の管理監督の下で、事務局が一括して進捗管理を行っている。

(7) 安全・検査管理体制等

共同受注作業検査規約及び検査規約に則り、品質第一の管理を展開している。検査員を設置するほか、検査事務の進捗、統一した監督を行える検査監督1名を選任し、事業運営の信頼性を高めている。

さらに、安全衛生委員会を設置し、万が一公害等により近隣地域から苦情が生じた場合には、「速戦即決」をモットーとして対処する体制を整えとともに、賠償責任保険に加入して円滑な解決を実現している。

7 官公需・民需の共同受注実績

(1) 過去3年間における官公需及び民需の受注実績金額等

(単位:千円)

年度		共同受注総計		官 公 需						民 需	
				国 等		地方公共団体等					
		件数	金額	指名競争		指名競争		随意契約		件数	金額
				件数	金額	件数	金額	件数	金額		
13年度	直接受注	52	106,557	0	0	35	95,477	13	9,758	4	1,322
	間接受注	2	604	0	0	0	0	2	604	0	0
14年度	直接受注	50	105,146	0	0	37	94,742	12	9,402	1	1,002
	間接受注	4	2,065	1	1,160	0	0	3	905	0	0
15年度	直接受注	50	102,065	0	0	38	91,698	11	8,953	1	1,414
	間接受注	8	5,533	1	1,160	0	0	7	4,373	0	0

(2) 官公需受注の特徴

設立当初に策定した「ひたちなか市が発注する建物管理業務を、組合が取引主体となって受注し、組合員が役務の提供を行う」旨の事業計画も順調に達成することができている。その一方で、ひたちなか市以外からの受注獲得が課題となっているが、現在までのところ組合の強みを発揮した営業展開が行われてきている。

(3) 民間受注の特徴

当初より、組合員の取引実績を尊重してきたことから、受注実績は少ないが、今後は組合員と競合しない分野への積極的な営業展開を図ることとしている。

8 官公需共同受注事業による効果

官公需共同受注が組合事業の柱であることから、役職員、組合員とも常に意識を高く持つことが出来ている。

また、組合の共同受注の過去の実績から、組合員は売上高の予測がつきやすく、資金繰り対策等がとりやすくなったほか、金融機関からの信用力が向上するなど共同受注事業の実施が大きな効果を生んでいる。

9 官公需共同受注事業についての今後の目標等

事業環境や発注体制の変化など、時代が大きく変わるなか、発注機関からもたらされる多様なニーズや委託に代わる新たな契約方法の導入等に即応できる受注体制を一層整備していくことが必要になっている。

10 官公需受注の具体的事例

- (1) 発注機関名 茨城県ひたちなか市
- (2) 契約の名称 阿字ヶ浦さわやかトイレ清掃業務委託
- (3) 契約の内容 建屋内外、便器の清掃およびゴミ収集作業
- (4) 入札方法 指名競争入札
- (5) 契約期間 平成15年4月1日～平成16年3月31日
- (6) 契約金額 1,743千円
- (7) 受注の成功要因

これまでのトイレ清掃に関する実績と地元業者であるメリット（移動コストの低減による差別化）を活かしたサービスが評価されたものと考えている。

(8) 当該契約の履行状況

仕様書記載事項以外の発注機関の要望も前向きに受け入れ、柔軟に対応している。

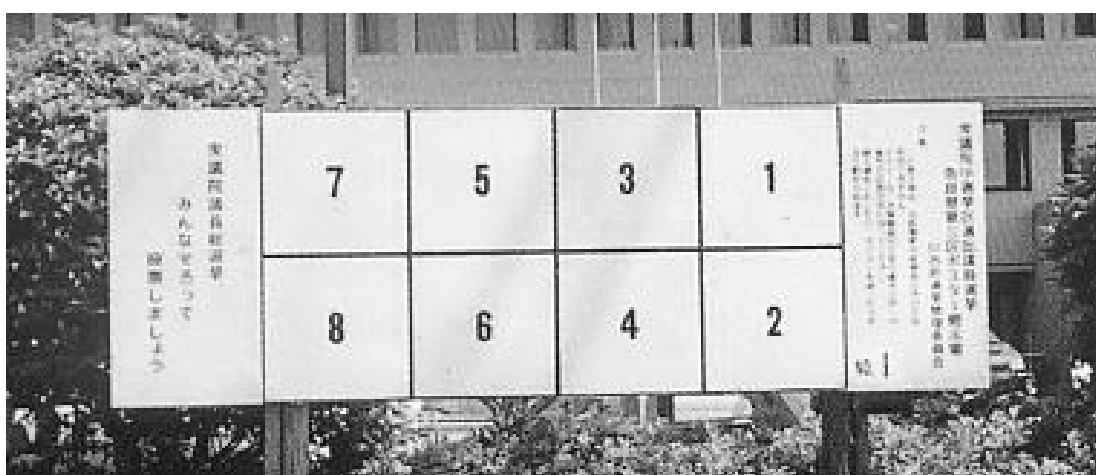
(9) 当該契約に対する発注機関の評価

受注した業務を組合の管理のもと、組合員がしっかりと作業を実施しており、まずまずの評価をいただいていると認識している。

滋賀県広告美術協同組合

1 組合の概要

- (1)所在地 滋賀県大津市浜町9番30号
- (2)電話・FAX 電話077(525)8373 FAX077(522)6918
- (3)代表者名 岡村 龍雄
- (4)設立年月日 昭和43年5月31日
- (5)組合員数 50名(個人企業29社、有限会社14社、株式会社7社)
- (6)出資金額 1,640千円(平成16年3月末現在)
- (7)組合員資格事業 広告美術業を営む者
- (8)組合の地区 滋賀県の区域



組合で取扱うリサイクル可能な選挙公示板

2 官公需共同受注事業に関する事項

- (1) 第1回適格組合証明取得年月日 昭和61年1月24日
 (2) 今回適格組合証明有効期間 平成19年10月26日
 (3) 官公需共同受注事業の受注対象
 屋外広告物、標識類、展示装飾及びこれらに附帯する一切の業務
 1 契約金額が100万円以上のもの
 (4) 平成15年度官公需受注実績 44,652千円
 (5) 役員数 理事15名(うち官公需受注事業担当理事3名) 監事2名
 (6) 常勤役員数 職員2名(男性1名、女性1名)
 (7) 官公需共同受注事業に従事している事務局要員 常勤事務専従職員2名
 (8) 組合の主な物的施設 事務所22.84m²(借用) 駐車場15m²
 (9) 従業員規模別組合員数

従業員数	1～5人	6～10人	11～20人	21～50人	51～100人	101～200人	201～300人	301人～	合計
組合員数	46	3	1	0	0	0	0	0	50

- (10) 資本金(出資金)別組合員数

資本金額	個人企業	200万円以下	200万超～500万以下	500万超～1000万以下	1,000万超～5,000万以下	5,000万超～1億以下	1億超3億以下	3億円超	合計
組合員数	29	0	17	2	2	0	0	0	50

3 組合の沿革

昭和33年12月、広告美術関係団体が一堂に会し、全日本看板広告業組合連合会を発足(昭36年5月全日本広告美術業組合連合会に改称)、これに並行して、各地で業界団体の組織化が進展した。

その10年後、わが国経済は輸出の増大による国際収支が改善され、「いざなぎ景気」と呼ばれる活況を呈し、中小企業も全体的に活発な事業活動が展開されるようになってきた。一方においては、企業倒産件数が記録を更新し、また労働力不足の進行に加え、企業間格差が広がるなど、厳しい状況も見られるようになってきた。

このような中で、滋賀県においても、広告美術業を営む事業者が集い、共同事業を通じて県内広告美術業界の発展を図る必要があるとの認識から、昭和43年5月、14名にて協同組合を設立した。

4 官公需共同受注事業実施・官公需適格組合証明取得の経緯

広告美術業は、職人気質の伝統が残り、小規模企業が多い業界であることから、営業力の強化が課題となっていた。そこで、組合を通じて受注の増加を図るとともに、アウトサイダーとの差別化を図るべく、組合が一丸となって努力した結果、昭和61年1月に官公需適格組合証明を取得した。近年、異業種の参入や過当競争の激化などにより、平成2年頃に比べて看板広告物の受注が半減するなど厳しい状況におかれている。平成11年には、受注の不振を理由に官公需適格組合の証明を返上しようとの声も一部から生じるほどであった。

しかし、努力なしに受注はあり得ないことを再確認し、「自らが行動を起こす」を合い言葉にして、理事長以下役員が一丸となって、官公需適格組合の啓蒙と環境問題への対応をPRし、循環型選挙ポスター掲示板の販売に取り組んだ。

その結果、現在では、県内掲示板のうち約3割を当組合が手がけることとなり、組合全売上の4割を占めるほどになった。さらに、県内で開催されたイベントについても、官公需適格組合による共同受注事業の一環として随意契約で受注できたことなど、成果が現れるようになった。

5 官公需共同受注事業の実施方針

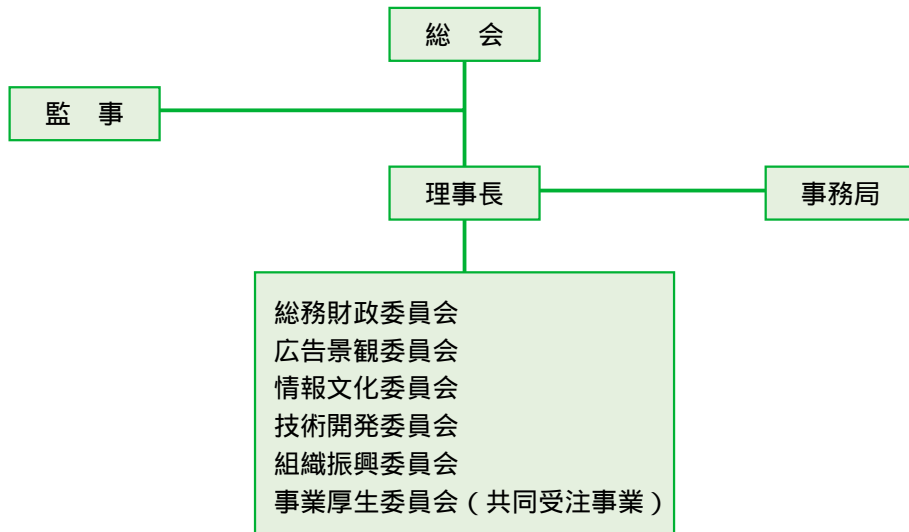
組合では、比較的大型の官公需受注を目指している。入札時、組合員と競合することが判明した場合には、組合は入札を辞退するなど、組合員優先の立場を堅持している。また、事業範囲に応じて、ブロックごとに業務の割り当てを行うこととしている。



イベント開催時の屋外広告例

6 官公需共同受注事業に関する事項

(1) 組織図



(2) 設置している規約等

官公需共同受注事業規約

(3) 営業活動及び情報収集について

担当役員である事業厚生委員長が年に4, 5回の訪問を行っているほか、組合事務局として県内市町村を年7, 8回訪問し、官公需適格組合であることを強力にPRし、受注確保に努めている。

(4) 発注機関への資格登録及び入札・落札の状況

発注機関名	登録の種類	資格等級	一般競争入札機会の回数	一般競争入札落札回数	指名競争入札機会の回数	指名競争入札落札回数	随意契約の回数	営業活動の頻度
滋賀県	物品		0	0	6	0	1	年12回
大津市	物品		0	0	0	0	0	随時

(注) a. ~ は、平成16年9月末時点で有効なもの

b. ~ は、平成13年度～15年度における合計回数

(5) 官公需共同受注に関連する会議の開催状況(平成15年度の実績)

年6回理事会を開催し、その都度、官公需関連テーマの報告、説明を行っている。

(6) 契約の実行体制、進行管理体制

地域性を勘案し6支部を設置し、受注案件については、受注内容に応じて支部単位で履行する。また、担当組合員の決定については、支部によって対応が異なり、支部内全組合員によ

る分割受注もしくは輪番制等を採用している。また、組合事務局においては、最適な日程管理を行えるよう、クリティカルパス（臨界経路）の考え方をういて進行チェックを行っている。

（7）安全・検査管理体制等

品質管理面では、技能検定のひとつである「広告美術技能士」1級取得者を中心として品質検査を実施している。

また、安全衛生面では、労働安全衛生法第16条による安全衛生責任者を選任し、常に対応可能な体制を確立している。

7 官公需・民需の共同受注実績

（1）過去の主な受注実績

- 昭和54年度 全国高校総体にかかる屋外広告等を共同受注
- 昭和56年度 びわ湖国体、身体障害者スポーツ大会にかかる屋外広告等を共同受注
- 昭和59年度 世界湖沼環境会議、滋賀県技能フェア、奈良国体にかかる屋外広告等を共同受注
- 昭和60年度 滋賀県観光キャンペーン等にかかる屋外広告等を共同受注
- 昭和61年度 世界古城博、自然公園大会にかかる屋外広告等を共同受注
- 昭和62年度 古城博、滋賀県技能フェア関係の屋外広告等を共同受注
- 昭和63年度 醒ヶ井養鱒場の模様替え工事を共同受注
- 平成元年度 滋賀県技能フェア関係の屋外広告等を共同受注
- 平成2年度 プレ陶芸祭にかかる屋外広告等を共同受注
- 平成3年度 世界陶芸祭、滋賀県技能フェア関係の屋外広告等を共同受注
- 平成4年度 ハート駅伝競走にかかる屋外広告等、滋賀県クリーン条例にかかるし幟旗等を共同受注
- 平成5年度 環境美化運動用幟旗・看板等を共同受注
- 平成6年度 滋賀県、岐阜県の観光紹介にかかる屋外広告等を共同受注
- 平成8年度 近江秀吉博にかかる屋内外広告等を共同受注
- 平成9年度 大津市制100周年記念事業にかかる看板一式を共同受注
- 平成10年度 大津市制100周年記念事業、滋賀環境ビジネスメッセ、写真パネル等を共同受注
- 平成11年度 技能フェア、滋賀環境ビジネスメッセサイン工事等を共同受注
- 平成12年度 滋賀環境ビジネスメッセサイン工事等を共同受注
- 平成13年度 滋賀環境ビジネスメッセ看板等設置工事、びわ湖男女駅伝大会の看板等を共同受注

平成14年度 びわ湖男女駅伝大会、国体近畿ブロック大会の看板等を共同受注
 平成15年度 びわ湖男女駅伝大会にかかる看板等を共同受注
 その他、国政選挙、地方選挙にかかる掲示板等を共同受注している。

(2) 過去3年間における官公需及び民需の受注実績金額等

(単位：千円)

年度		共同受注総計		官公需	
		件数	金額	地方公共団体等	
				随意契約	
件数	金額	件数	金額		
13年度	直接受注	2	17,730	2	17,730
14年度	直接受注	2	43,800	2	43,800
15年度	直接受注	2	44,650	2	44,650

(3) 官公需受注の特徴

事業厚生委員長をはじめ、各組合員が積極的に官公需への対応を図り、受注獲得の努力を続けた結果として、県主催のイベント開催に係る屋外広告等の事業を随意契約により受注するなどの成果を得られている。

(4) 民間受注の特徴

組合として、組合員との競合をさけるため、民需関係の共同受注は行わないこととしている。

8 官公需共同受注事業による効果

官公需適格組合の説明を取得できたことに満足せず、「自らが行動を起こす」を合い言葉として、理事長が先頭に立ち、役員が一丸となって官公需適格組合制度の普及啓蒙を図ることができた。同時に、グリーン調達のひろがりなど、時代とともに変化するニーズをいち早く捉え、環境問題に取り組む組合であることを前面に出し、ペットボトルのリサイクル素材を用いて再利用が可能な選挙公報看板などの共同開発と普及を通じて環境問題への取り組みを進めるとともに、県主催の大型イベント等の受注を通じて、屋外広告業の知名度向上と結束力強化に大きな貢献を果たしている。

9 官公需共同受注事業についての今後の目標等

近年、看板職人が独立開業するなど同業者の増加が見られるほか、新興開発地域では、他県の業者による参入が増加している。更には、屋外広告物規制の強化など、組合を取り巻く環境

が大きく変化している。そのため、組合では、組合員の営業活動を補完する形で、県市町村が発注する大型案件を受注していきたいと考えている。また、グリーン調達の流れを先取りし、環境対策を施した製品の導入を進めるなど、受注の拡大策に取り組むこととしている。

10 官公需受注の具体的事例

- (1) 発注機関名 滋賀県
- (2) 契約の名称 湖国 21 世紀創世事業
- (3) 契約の内容 イベント開催に係る看板の設置等
- (4) 入札方法 随意契約
- (5) 契約期間 平成 13 年 1 月～ 12 月
- (6) 受注の成功要因

継続的に熱心な営業活動を行うとともに、ノウハウの蓄積を PR した成果である。

- (7) 当該契約の履行状況

県内事業者の組合であるという地域性と、組合員が滋賀県内に広く分布しており、広範囲な工事対応ができ、問題なく事業を完了した。

- (8) 当該契約に対する発注機関の評価

地元業者に対する信頼感と緊急時に迅速な対応ができるという安心感を得ることができた。

中小企業官公需施策

平成 16 年度版 官公需契約の手引より抜粋

1

官公需施策（中小企業者の受注機会増大策）の概要

（１）官公需を中小企業者へ

中小企業者が経営の向上を図るため、中小企業者の柔軟性や創造性、機動性に着目し、我が国経済の発展と活力の源泉である中小企業の自助努力を支援することが引続き重要であることは言うまでもありませんが、併せて中小企業者の供給する物件等に対する需要の増進を図ることも重要な方策です。

国、公庫等及び地方公共団体などの官公庁等が行う物件等の調達は、金額が大きく、種類も豊富であること等から、これについて中小企業者の受注機会の増大を図ることは、中小企業者に対する需要の増進策として有力な手段となり得るといえます。

そのため、国は中小企業に関する政策の目標を示すために昭和 38 年 7 月に制定施行した中小企業基本法の第 3 条（国の施策）第 1 項には国の施策の講ずべき事項を列挙していましたが、その第 6 号では「中小企業の供給する物品、役務等に対する受給の増進を図ること。」を規定しました。それを受けて、第 20 条では「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図る等必要な施策を講ずるものとする。」と規定し、中小企業者の供給する物品等に対する需要の増進を図ることを国の責務としました。

これを受けて、昭和 41 年 6 月に「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（以下「官公需確保法」という。）が制定施行され、中小企業者向け官公需発注に係る施策が展開されてきたところです。

なお、平成 11 年 12 月 3 日に改正施行した中小企業基本法の第 21 条（国等からの受注機会の増大）において、「国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。」と規定しました。また、中小企業者の定義を改正したことに伴い、官公需確保法の中小企業者の定義も同様に改正され、引き続き中小企業者向け官公需に係る施策が展開されることとなりました。

「官公需」という言葉は、官公需確保法において特別に定義されてはいませんが、同法第 3 条により、その適用対象を「国等（国、日本郵政公社及び政令指定の公庫等）を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払いをすべきもの」と規定しています。また、この法律では、地方公共団体においても、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の増大に努力すべき旨が規定されています。

したがって、官公需確保法が対象とする「官公需」とは、国等さらには地方公共団体がこれら以外の者に対し、有償で行う物件、工事及び役務の発注ということができます。

官公需には種々のものがあり、「物件」では机、椅子の類から飛行機、船舶など大規模なものまで、また「工事」については、住宅団地の建設、ダムや道路の建設など建築、土木の全般にわたっています。さらには、官公庁等の建物の清掃などの「役務」も含まれることはいうまでもありません。

このように、種類が豊富で金額もかなりの額にのぼる官公需の発注を中小企業者へつなげることは、中小企業者の受注機会を増進し、中小企業振興を図る上で有効な手段であることは前述したとおりですが、官公需は国民の貴重な税金などを財源とする予算で調達されるものから、その調達に際し価格や品質などに細心の注意を払わなければならないことはいうまでもありません。

すなわち、官公需の契約に当たっては、より良いものを、より適正な価格で、そして公平に調達する必要があり、中小企業者の受注機会の増大策は、このような予算の適正な使用という原則に留意しつつ、できる限り官公需の発注を中小企業者へつなげることをねらいとして推進されているものです。

(2) 施策の概要

官公需確保法では、中小企業者に官公需の受注機会をできるだけ多く与えるために、次のような3つの具体的措置を定めています。

第1に、国等は、物件の買入れ等の契約を結ぶ際には、予算の適正な使用に十分留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならないこと、第2に、この努力の方向とそれを裏付ける措置を明らかにするために、国は、毎年度、中小企業者向けの契約目標額等を定めた「中小企業者に関する国等の契約の方針」(以下「国等の契約の方針」という。)を作成して公表すること、第3に、経済産業大臣は、国等の契約の状況を把握するとともに、各省各庁の長等に対して中小企業者の受注機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるよう要請できることです。

毎年度閣議決定される「国等の契約の方針」は、当該年度の施策の集大成ともいえるべきもので、平成16年度においては、中小企業者向け契約目標額として、約4兆5,023億円(官公需総額に占める割合45.7%)が掲げられ、これを達成するための具体的措置として、従来から講じている措置を引き続き推進するとともに、本年度においては、新たに、情報提供の促進、分離・分割発注の推進、技術力ある中小企業に対する受注機会の増大、新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置の内容を追加したところです。

「官公需契約の手引・施策の概要 平成 16 年度版」
(中小企業庁作成)より抜粋

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第 4 条第 2 項に基づき、平成 16 年度における中小企業者に関する国等の契約の方針(以下「国等の契約の方針」という。)を次のとおり定める。国等は、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画との整合性を確保しつつ、中小企業者を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、中小企業基本法第 3 条に掲げる理念に則り、中小企業の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の方針に基づき、中小企業者の受注の機会の増大のための措置を講ずるものとする。その運用に際しては、国等の調達する物品等(工事及び役務を含む。以下同じ)の受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

なお、消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、国等の契約の方針を参考として、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

【解説】

- (1) 前文においては、中小企業基本法及び中小企業政策における官公需施策の位置付けを明確にするとともに、施策を運用する上で、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、公正な競争が行われるよう配慮することが重要であることを確認しています。また、予算の適正な使用に留意すべきことも言うまでもないところです。さらに、地方公共団体の講ずる施策についても、適切な運用が図られることを特に要請しています。これらは、いずれも中小企業政策審議会基本政策部会・中小企業経営支援分科会取引部会の提言を反映したものとしています。
- (2) 世界貿易機関(WTO)の枠組みの下で運用されている新たな「政府調達に関する協定」(以下「新政府調達協定」という。)は平成 8 年 1 月 1 日に発行しています。これにより従来の政府調達協定において国の機関と一部の特殊法人(21 法人)とされていた適用対象機関がすべての都道府県・政令指定都市及び大部分の特殊法人に拡大され、また、従来物件の調達のみであった適用対象分野に建設工事を含む特定の役務が含まれました。したがって、この適用範囲に該当する官公需の調達は、すべて内国民待遇及び無差別待遇をはじめとする協定の規定に従って行われることとなっています。

(3) 消費税及び地方消費税については、その適正な転嫁を受け入れるべく国等の姿勢を明確にしているところです。

(参考) 新政府調達協定の適用基準額

機関		分野	中央政府	地方政府	特殊法人
		物 品	13万 SDR (2,100万円)	20万 SDR (3,200万円)	13万 SDR (2,100万円)
建設工事		450万 SDR (73,000万円)	1,500万 SDR (243,000万円)	1,500万 SDR (243,000万円)	
役務	建設関連サービス (設計・測量等)	45万 SDR (7,300万円)	150万 SDR (24,000万円)	45万 SDR (7,300万円)	
	一般サービス	13万 SDR (2,100万円)	20万 SDR (3,200万円)	13万 SDR (2,100万円)	

注1) 表中()書きは邦貨換算額(平成16年1月23日付け財務省及び総務省の告示による(平成16年4月1日~平成18年3月31日までの調達契約について適用。))

注2) □部分、平成8年1月1日から発効。■部分、平成13年9月5日から発効。

注3) 特殊法人等に含まれる独立行政法人の建設工事についての基準額は、450万SDR(73,000万円)である。

注4) 日・シンガポール新時代経済連携協定において、中央政府及び特殊法人等の物品・一般サービスの基準額を13万SDRから10万SDR(1,600万円)に引き下げることが約束されたことを受け、協定の発効(平成14年11月)に伴い、国内関係法令においても基準額が10万SDRへ引き下げられている。この基準額の引き下げはシンガポールに限らずすべての国籍の供給者に適用される。

1 中小企業者の受注機会の増大のための措置

国等は、前年度までの中小企業者に関する国等の契約の方針に定められた措置について一層の徹底を図るものとし、平成16年度においては、次の措置を強力に推進するものとする。

【解説】

中小企業者の受注機会の増大のための措置については、毎年度各種の事項が定められていますが、ここでは、従来定められた措置の一層の徹底を図ること、平成16年度においては特に次の(1)から(16)までに掲げる措置を重点的に推進すべきことを明らかにしています。

(1) 情報提供の促進

国等は、中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、透明性の向上と公正な競争に留意しつつ、情報提供の促進のため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 国等は、中小企業者向け契約の実績金額及び目標金額について、各省各庁等別の情報提供を行うものとする。

- (イ) 国等は、上記に加え、中小企業者向け契約の実績金額について、物件、工事及び役務の別に詳細に情報提供を行うものとする。
- (ウ) 国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需市場については、発注機関の側に何を発注するかの情報が偏在していることが一般的です。このため、中小企業者に対し、官公需市場についての情報を提供し、同市場への参入の予見可能性を高めることが重要です。
また、かかる情報提供を通じて、中小企業者の参入が促進され、競争が促されることが期待されることです。
- (2) このようなことから、官公需総額と中小企業者向け契約額の目標と実績について、平成16年度から、各省各庁等別に掲載しています。さらに、工事、物件、役務の別に細分化した情報の提供については、平成16年度は、官公需総実績額と中小企業者向け契約実績額について、これらを提供することとし、平成17年度からは官公需総予算額と中小企業者向け契約目標額についても細分化して提供することとしています。
- (3) また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)では、「幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入」を含めて検討することが決定されています。現在でも、国土交通省などの一部の省庁では、公共工事入札契約適正化法の規定に基づく入札件数等の積極的な情報開示が行われていますが、こうした事例を参考としつつ、各省各庁等において積極的な情報提供に努めるものとされています。

(2) 中小企業官公需特定品目の発注情報等の提供及び発注の増大

- (ア) 国等は、中小企業官公需特定品目(織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製品)に関する発注計画を作成し、当該発注計画に関する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。
- (イ) 国等は、発注計画に関する情報の提供を行った特定品目のうち、落札価格等契約結果に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するものとする。
- (ウ) 国等は、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。
- (エ) 国等は、特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官

報掲載されるものを除く一般競争の発注に関連する情報並びに工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

(オ) 国等は、工事であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除く一般競争及び公募型指名競争の発注に関連する情報提供を行ったもののうち、落札結果等に関する情報の提供が中小企業者の受注機会の増大のため効果的であると認められるものを、適切な方法により、中小企業者の参考に資するよう、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需の対象となる物品等のうち、中小企業が製造する割合が多く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業者の受注機会を増大することが必要であると認められる品目を、特に中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）として昭和42年度から指定しています。

特定品目には、昭和42年度に7品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油）が指定され、その後、昭和50年度に事務用品、56年度に金属洋食器がそれぞれ追加され、58年度には、金属洋食器を拡充して台所・食卓用品とするとともに再生プラスチック製製品が追加指定されています（現在10品目）。

(参考) 中小企業官公需特定品目の例示

1. 織物	綿・スフ織物(タオル織物を含む。) 絹・人絹織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地等
2. 外衣・下着類	制服(警察職員、消防職員、郵政職員、自衛隊員の制服等) 労働用・事務用及び衛生用(看護着、医務服、白衣、割ぼう衣、エプロン等)の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣(スキー服、スケート服、登山服、競馬服、野球服等) オーバーコート、スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等(メリヤス製品を含む。)
3. その他の繊維製品	1、2以外のものであって以下に例示する繊維製品(メリヤス製品を含む。) じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、テーブル掛、手ぬぐい、ナプキン、どん帳、引幕、のぼり、ひも類、ガーゼ・ほう帯等の繊維製衛生材料、柔道着・剣道着等の和装製品、主として繊維製の帽子、繊維製袋、たび、くつ下、手袋、綱、魚網、網地等
4. 家具	木製・金属製の家具(机、テーブル、いす、ロッカー、キャビネット等) マットレス、組スプリング、ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、金庫等
5. 印刷	機械(とっ版・平版・おう版等)印刷物及び謄写印刷物、罫紙及び事務用記録帳簿等(官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。)
6. 機械すき和紙	トイレトペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤滑油	潤滑油(グリースを含む。)
8. 事務用品	(1) 事務用具 鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン(ペン先、ペン軸等) 毛筆、

	<p>インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等</p> <p>(2) 事務用品 ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテプライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、印肉、謄写板及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等</p> <p>(3) 事務用記録帳簿(印刷に入るものは除く。) 便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等</p>
9. 台所・食卓用品	<p>(1) 調理用具 ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等</p> <p>(2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し(鉄びんを含む)、フライパン、玉子焼き器、コッフェル類、飯ごう等</p> <p>(3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等</p> <p>(4) 食卓器具 ビッチャ類、ポット類、盆類、きゆうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等</p> <p>(5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等</p> <p>(6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同附属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食食用紙製品(紙コップ・さら等) 飲料用ストロー等</p> <p>(注1) 本品目は、金属製(鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等)、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。また、和風、洋風等形状の如何を問わない。</p> <p>(注2) なお、台所・食卓で使用されるものであっても、「民生用電子電気機械器具(電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等)」「ガス・石油による熱調理器具(ガスレンジ等)」「調理機械」、「家具(食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン等)」「繊維製品(テーブル掛け、ナプキン等)」「台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。</p>
10. 再生プラスチック製製品	<p>(1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工所用支柱、さく等</p> <p>(2) 板、まくら木等 土止板、フェンス、配管用まくら木等</p> <p>(3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊具類等</p> <p>(4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等</p>

- (2) これら特定品目に係る発注情報の提供は、昭和44年度の方針から行われています。
- (3) 特定品目の落札情報の提供については、昭和53年度から行われています。大企業が落札した特定品目に係る落札価格等について、各品目ごと(ただし、機械すき和紙、事務用品及び再生プラスチック製製品を除く)に中小企業者に提供しています。
- (4) 上記(2)及び(3)の特定品目の発注計画・落札情報は、全国中小企業団体中央会が各省庁等に対して、また、都道府県中小企業団体中央会が各省庁等の地方出先機関及び地方公共団体に対して、それぞれ、依頼して収集し、これを中小企業組合、さらに商工会、商工会議所その他中小企業団体等を通じ、会報、パンフレット等の形で広く中小企業者に提供しています。

その内容は、基本的に 数量、金額（万円）、 規格、仕様等、 契約月、 入札の方法及び場所、 納期、納入場所、 その他です。

- (5) 国等は、これらの情報提供を行うとともに、特定品目に係る個々の発注については、予算決算及び会計令の規定等に基づく随意契約（少額随契、組合随契）制度の活用等により中小企業者の受注機会の増大を図るものとしています。
- (6) さらに、中小企業者の幅広い競争入札への参加を促すため、 特定品目以外の物品、工事及び役務であって政府調達協定等に基づき官報掲載されるものを除くすべての一般競争の発注に関連する情報、 工事であって公募型の指名競争の発注に関連する情報を、中小企業団体中央会等を通じて提供するように努めるものとしています。
- (7) また、工事に係る落札価格等契約結果に関する情報については、昭和 57 年より国等で順次情報の公開が進んできていること、加えて予定価格についても事後公表が平成 10 年 4 月から順次情報公開されつつある状況であることから、これら落札結果等に関する情報、つまり、事後公表された予定価格及び落札価格等に関する情報を各省各庁の実情に応じて中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するように努めるものとしています。

(3) 官公需適格組合等の活用

(ア) 国等は、法令の規定に基づく随意契約制度の活用等により、中小企業庁が証明した官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るものとする。

また、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点数の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるものとする。

(イ) 特に、官公需適格組合制度については、各省各庁等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関別の官公需適格組合の受注実績を含め、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の活用については、予算決算及び会計令第 99 条第 18 号において、「事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接物件を買い入れるとき」に、随意契約によることができることとされています。

なお、我が国は、政府調達協定附属書 の付表 1 に関する注釈 3 及び付表 3 に関する注釈において、国の機関、特殊法人が協同組合又は連合会と締結する契約については、同協定を適用しないこととしています。

(2) 官公需適格組合制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤（組織体制、財政状況）が整

備された組合に対して、申請に基づき各経済産業局長及び沖縄総合事務局長が証明する制度であり、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するものです。

(注) 官公需適格組合の証明を得るための、手続きの概要は次のとおりです。

(ア) 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合又は協業組合であって、官公需適格組合の証明を得ようとする者は、主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会に証明申請書及び添付書類を提出し、その事実確認を受けます。

(イ) 中小企業団体中央会は、証明申請書等の記載事項について、事実と相違ないことを確認します。

(ウ) 事実確認を受けた組合は、中小企業団体中央会から確認を受けた当該申請書及び添付書類を主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局又は沖縄総合事務局中小企業担当課に提出します。

(エ) 経済産業局は申請が官公需適格組合証明基準に適合すると認めるときは、その旨証明し、申請した組合に証明書を交付します。

なお、「官公需適格組合証明基準」としては、組合の団結が強固であり、かつ熱心な指導者がいること、組合の経理的基礎が確立されていること、役員が連帯して保証できる等受注体制が確立していること、組合又は組合員について予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと、再申請の場合は特に国等の資格審査登録を受けていることが定められています。

昭和42年の制度発足当初は、官公需適格組合証明の対象が物件の納入を行う組合に限定されていましたが、昭和45年度に運輸業、建築設計業等の役務の給付を行う組合が追加され、現在では官公需の共同受注事業を行うすべての業種の事業協同組合等がその対象となっています。

しかし、工事の組合については、発注者、受注者双方から「証明基準が必ずしも工事の特異性を配慮したものでないため、証明された組合が発注者側の信頼を十分得られる状況になっていない。」との声もあったことから、これらを踏まえ、中小企業庁は、昭和59年度に官公需施策改善検討委員会を設置し、そのテーマの一つとして検討した結果、従来の証明基準とは別途に工事に係る証明基準を策定すべしとの提言を受け、各省各庁等とも協議の上、昭和61年7月から物品、役務関係については従来の基準に基本的には則ることとし、工事関係については工事の特性に応じた新たな基準を設けました。

(3) 官公需適格組合に対する競争契約参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するという総合点数の算定方法に関する特例を一層活用するよう努めるものとしています。

(4) なお、発注機関において官公需適格組合制度に対して十分な認識や理解が得られていない等の問題も散見されるところです。このため、官公需適格組合の受注実績を発注機関別に一覧できるリストを中小企業庁において作成し、これを各発注機関等に配布するとともに、中小企業庁のホームページに掲載するため所要の準備を進めているところです。

(4) 指名競争契約等における受注機会の増大

(ア) 国等は、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、中小企業者の受注機会の増大を図るものとする。また、一般競争の場合についても同様の配慮を払うものとする。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

【解説】

(1) 官公庁等においては、競争契約参加資格登録に当たり、各々の企業の資本金、売上高、従業員等の規模を一定の基準により総合判定して、A、B、C等の区分による格付けを行うとともに、この区分に対応する契約の予定金額の範囲を定めています。

平成13年度からは、国の物品の製造等（公共事業を除く。）の一般競争に参加する者に必要な資格は、申請場所のいずれか1か所に申請すれば、各省各庁の全調達機関に共通して有効な統一資格となりました。

(2) 当該等級区分内の者が少数の場合など指名競争入札において、例外的に上位の者を競争に加えることがあります。極力、同一等級区分内の中の企業を指名すること等により、中小企業者に受注機会の増大を図ろうとするものです。

なお、資格等級に対応する契約の予定金額について、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行うものとされています。

(イ) 特に、中小工事等に係る発注及び中小企業官公需特定品目に係る発注に当たっては、できる限り中小企業者を指名するなど、特段の配慮を払うものとする。

【解説】

指名競争については、会計法令上一定の場合に限り認められています（予算決算及び会計令第94条参照）が、本項は、指名に際して中小企業者をできるだけ対象に加えることによって中小企業者の受注機会の増大を図ろうとするものであり、特に、中小工事等と特定品目に係る発注に当たっては、特段の配慮を払うものとされています。

(参考) 予算決算及び会計令第94条(抄)

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

(略)

- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(ウ) 少額の契約案件にあっては、法令の規定に基づく随意契約制度の活用により、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

会計法上、契約に係る予定価格が少額であって随意契約によることができることとされている契約案件(具体的には、予算決算及び会計令第99条第2号、第3号、第4号及び第7号に掲げる場合。)については、特別な技術的能力や、設備能力を必要とする特殊案件は別として、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとされています。

(参考) 予算決算及び会計令第99条(抄)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(略)

- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。

(略)

- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(略)

(5) 中小企業者への説明の徹底

国等は、物品等の発注を行うに際しては、中小企業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について十分説明に努めるものとする。

【解説】

発注内容について、その仕様、規格、品質、性能等の理解が不足していたことにより、中小企業者が入札等に参加することに支障を来すことのないよう、発注側においても、中小企業者に対し、これらについて十分説明するよう努めるものとされています。

(6) 銘柄指定の禁止

国等は、物品等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

【解説】

特定の銘柄の物品等や原材料等と品質面から同等の物品等や原材料等が存在する場合には、銘柄指定することによって中小企業者の入札等への参加に支障を来すこととなることから、真にやむを得ぬ場合を除き、銘柄指定を行わないものとされています。

(7) 分離・分割発注の推進

国等は、物品等の発注に当たっては、政府調達協定等との整合性の確保に特段の配慮をしつつ、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが適切であるかどうかを十分検討し、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

官公需の発注に当たり、予算、納期、契約履行上の管理等諸種の条件を勘案して最適の方法を決める際、可能な限り工区別や量的に分離・分割発注に努めることにより、中小企業者の受注機会の増大を図るものとされています。ただし、その際には、分離・分割に発注することが適切であるかどうかを十分に検討することが予算の適正な使用との関係で重要です。

なお、公共工事においては、平成12年9月に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」が定められ、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットが要請されているところであり、かかる要請の範囲内で分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(イ) 国等は、分割発注が、公正性・経済合理性に反する形で恣意的に実施されることを回避するため、経済合理性を満たしつつ、中小企業者の受注機会の増大を目的とし

て分割発注を実施した場合には、当該分割発注に係る理由を公表するものとする。また、国は、地方公共団体においても同様の取組が実現されるよう要請する。

【解説】

平成16年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」では、「発注者においても理由の公表等を通じて分割発注に関する透明性を向上させ、経済合理性の無い分割発注の実施の禁止を徹底する方向で検討する」と閣議決定しています。

経済合理性の無い不適切な分割発注がなされれば、非効率や競争の阻害をもたらすおそれがありますが、分割発注に係る透明性を確保しつつ、経済合理性を適切に判断した上でなされる分割発注については、むしろ幅広い企業の参入を可能とし、競争促進に資する効果を期待できるものであり、一層のコスト削減に繋げることをも可能とするものと考えられます。このため、発注機関が経済合理性を満たしつつ、中小企業者の受注機会の増大を目的として分割発注した場合には、その分割発注に係る理由を公表するものとし、経済合理性を満たすことについての透明性を高めることとしています。

また、地方公共団体においても同様の取組を実現するよう要請しています。

(ウ) 国等は、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

【解説】

発注機関が適切な分離・分割発注を行うためには、発注について十分な知見と能力を持つことが必要です。しかし、官公需市場においては、発注者と他の発注者との間での情報交流は十分とは言えない状況にあります。分離・分割発注を適切に運用し、より活用していくためには、発注機関において知見を共有する仕組みの構築や、部内の人材育成、外部専門家の活用等による十分な発注能力を持つ体制の整備が必要です。

こうしたことから、中小企業庁としても、分離・分割発注に係る適切な発注事例（グッド・プラクティス）の収集と各発注機関への普及を行っていくこととしています。

(8) 計画的発注の推進及び労働時間短縮への配慮

国等は、物品等の発注に当たっては、可能な限り、計画的な発注を行うとともに、法定労働時間の週40時間制の実施、中小企業者の週休2日制等の動きを踏まえ、適正な納期、工期の設定に配慮するものとする。

【解説】

中小企業にとって技能労働者等の人材の確保は経営上の大きな問題です。このため、中小企業者からは発注が一時的に集中しないような発注の平準化を図るとともに、週休2日制等労働時間短縮等が実現できるような適正な工期、納期の設定に配慮してほしいの強い要望もあります。一方、政府としても労働時間の短縮を推進しています。

このため、中小企業者が労働時間短縮を進めつつ、官公需の受注機会の増大を図っていくため、発注の平準化、納期、工期の適正化に配慮するものとされています。

(9) 適正価格による発注

国等は、中小企業者に対する物品等の発注に当たっては、需給の状況、原材料価格の実情、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適正な価格での発注に配慮するものとする。

【解説】

官公需の発注に当たって、適正価格での発注は、良質な物品等を調達するという観点からも十分留意すべきことです。本項は、発注に当たっての予定価格の設定等に際して、原材料コストの変動、消費税及び地方消費税の負担等を勘案して、適正な価格での発注に配慮することを定めたものです。

なお、また、消費税及び地方消費税については、前文で、その適正な転嫁を受け入れるものとされています。

(10) 地方支分部局等における地元中小企業者等の活用

国等は、地方支分部局等の契約の限度額について、適時見直しを行い所要の引上げを図るとともに、地方支分部局等において消費される物品等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとする。

【解説】

国等が物品等の買入れのための契約をする場合、本省等の中央において行われる場合と地方支分部局等の地方において行われる場合とがあります。地方支分部局等により行われる契約の限度額について、適時見直しを行い、所要の引き上げを図り、本省等での一括調達を地方支分部局等において極力調達するように促すことにより、地元中小企業者等の受注機会の増大を図るものとされています。

(注)「地元中小企業者」とせず、「地元中小企業者等」と「等」を付しているのは、会計法の予算の適正な使用の観点から、地元以外の中小企業者を必ずしも排除するものではないことを明らかにするためです。

(11) 中小建設業者に対する配慮

国等は、上記に掲げるもののほか、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢にかんがみ、中小工事の早期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

また、指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施行能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

特に公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の一層の活用等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

また、地元建設業者、専門工事業業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

官公需に占める工事（建築・土木工事）は金額ベースで約半分を占めていますが、中小建設業者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあることにかんがみ、工事の発注について、中小工事の早期発注等、中小建設業者に対し、特段の配慮を払うものとされています。その中には、指名業者の選定に当たっては、発注標準を遵守すること、優良な工事实績を有する経常建設共同企業体に対する総合点数の加算等により、中小建設業者による経常建設共同企業体の活用の促進を図ること、地域全体として中小建設業者の受注機会が確保されるよう、公共事業施行対策地方協議会等を活用し、発注機関相互の連携の強化を図ること等についても含まれるものです。

(12) 技術力のある中小企業者に対する受注機会の増大

国等は、技術力のある中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の拡大を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 国等は、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置について、これまでの実施状況を取りまとめて公表し、これを踏まえて当該拡大措置の一層の活用を努めるものとする。

【解説】

中小企業者については、事業規模が小さい等の理由により上位等級の入札に参加しにくい状

況がありますが、平成12年10月から政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定において、物品製造5分野（非鉄金属・金属製品類、家具・什器類、一般・産業用機会類、電気・通信用機器類、精密機器類）において、技術力のある中小企業者の入札参加機会の拡大措置が講じられており、かかる措置について、今後、一層の活用に努めるものとされています。

（イ）国等は、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業者に関する入札参加資格の弾力化等の措置を一層進めるよう努めるものとする。

【解説】

官公需市場のうち、特に、IT分野や研究開発分野においては、技術力の高い中小企業者による参入に向けた積極的な挑戦がなされやすい分野です。国全体としての技術力の底上げを図るという産業政策上の観点からも、引き続き、かかる分野での技術力の高い中小企業者の官公需市場への参入を促していくことが重要です。

このため、発注機関において技術力等の評価を行うことが出来る体制を整備し、技術力等の正当な評価を行いつつ、発注機関において入札参加資格の弾力化や独自の特許・技術等を有していることを条件とする随意契約の活用等の措置の実施について努めるものとされています。

また、技術力の正当な評価を行う際には、中小企業の新技术を利用した事業活動を促進するために関係省庁が連携して中小企業による研究開発とその成果の事業化を支援するための「中小企業技術革新制度」(SBI R)による特定補助金等の交付を受けた特定中小企業者のリスト等を活用することに努めるものとされています。

（13）新規開業者に対する受注機会の増大に向けての措置

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る入札参加資格のあり方の検討を行うものとする。

【解説】

（1）新産業及び雇用を創出する新規開業中小企業者の役割の重要性にかんがみ、官公需に係る中小企業者の受注機会の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとされています。具体的には、全国中小企業団体中央会等の各地の中小企業団体を通じて官公需情報の提供を行うとともに、官公需受注のための手続きや官公需情報の入手方法等についての情報提供を

行い、新規開業中小企業者の官公需への参入を促進しています。

- (2) また、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)では、「新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格のあり方の検討を行う」ことが閣議決定されています。競争契約参加資格の審査に使用される営業年数や自己資本額等の既存の指標の見直しや新たな指標の導入の検討を含め、入札参加資格のあり方を検討するものとされており、総務省及び関係省庁での検討が求められています。

(14) 調達手続きに関する簡素・合理化

- (ア) 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。

【解説】

- (1) 平成11年12月の「政府調達(公共事業を除く)手続の電子化に向けた全省庁的行動計画」を受けて、各省庁ごとに行われていた競争参加者の資格審査について、競争に参加しようとする者の負担軽減及び行政事務の簡素化・効率化の観点から、物品の製造・販売等公共事業を除く契約に係る一般競争(指名競争)契約参加資格については、平成13年4月1日以降有効となる資格から、各省各庁に共通する統一資格となりました。また統一資格を有する者の名簿は各省各庁で統一した名簿となりました。資格審査の申請者は持参、郵送又はインターネットのいずれかの方法により申請受付場所のいずれか1か所に提出することにより、資格審査を受けることができるようになっていきます。
- (2) なお、統一資格に係る資格審査の申請方法等については、「競争参加者の資格に関する公示(競争契約参加資格審査統一基準)」により周知徹底を図っています。国は、中小企業者が調達手続の電子化に適切に対応するための十分な理解と対応を進め、中小企業者の申請に伴う事務負担の軽減等を図り、受注機会の増大に資するように、引き続き、競争契約参加資格審査手続の簡素化に努めることとしています。

- (イ) 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入を努めるものとする。

【解説】

- (1) 競争契約参加資格審査については、平成13年度から電子的手段(インターネット)によっても資格審査の申請が可能となり、各省各庁のホームページにおいて公共事業を除く発注情報や入札参加資格審査申請書の様式等の調達情報を提供するとともに全省庁の調

達情報を一元的に提供する専用のホームページが開設されています。これは、中小企業者の資格審査申請等に伴う事務負担の軽減を図り、受注機会の増大に資するようにするものです。

- (2) 電子入札・開札については、「e-Japan 重点計画 - 2003」(平成15年8月18日IT戦略本部決定)において、全省庁はインターネット技術を活用した電子入札・開札を非公開事業は2003年度末までに、公共事業(直轄事業)は原則として2003年度末までに購入することとされたことを受けて、平成15年度中にほとんどの府省で、まず本府省において導入されました。今後は、引き続き各府省の地方支分部局等への導入が図られていくこととなっています。

この導入に伴う中小企業者の円滑な対応のため、中小企業庁のホームページにおいて既に導入された省庁等を明らかにするとともに、各省各庁等ではホームページ等を活用して電子入札・開札についての情報提供を行い、周知徹底を図っています。

(15) 中小企業者の自主的努力の助長

- (ア) 国等は、中小企業者の自主的努力を助長するため、官公需に関する情報を、実情に即して電子的手段により提供するよう努めるものとする。

特に国等の発注情報の提供については、中小企業団体中央会の協力を得て、中小企業庁を通じて発信される電子メール等電子的手段を活用し、中小企業者へ直接提供するよう努めるものとする。

また、競争契約参加資格申請の情報については、官報、掲示等によるほか、中小企業団体中央会等を通じて広く中小企業者に提供するよう努めるものとする。

- (イ) 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。

このため、特に、契約担当官等(公団等においてはこれに準ずる役職)を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するほか、国等の主要発注機関一覧及び官公需施策の概要の活用等により、中小企業者からの相談が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (ウ) 国等は、中小企業者の創業を支援するため、国等の支援策を利用する等研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知を図る等により、中小企業者の自主的努力を助長するよう努めるものとする。

- (エ) 国等は、中小企業者が売掛債権を担保とした資金調達を通じて新たな受注機会の確保を図ることができるよう、売掛債権の譲渡禁止特約の解除等の措置を通じ、売掛債権担保融資保証制度、下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進に努める

ものとする。

- (オ) 国等は、中小企業者の活力の再生支援に資するため、中小企業庁において取りまとめる発注機関所在情報等を、中小企業再生支援協議会、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 中小企業者の自主的努力を助長するためには、官公需に関する幅広い情報を提供することが重要です。昨今における電子的手段の進展を踏まえ、それぞれの国等の発注機関の実情に即して、インターネット等の電子的手段により提供に努めるものとされています。
- (2) このほか、競争契約参加資格申請に係る情報の中小企業者に対する資格登録、入札関連手続等についての情報の提供が重要であることは言うまでもありません。
- また、「官公需相談窓口」の設定など、中小企業者からの相談に円滑に対応することとされています。
- (3) 以上のほか、国等は意欲ある中小企業者の国等の支援策を利用する研究開発に意欲的な中小企業者の研究成果に関する情報の周知等、売掛債権担保融資保証制度・下請セーフティネット債務保証事業等の利用の促進、中小企業再生支援協議会等を通じた発注機関所在情報等の情報提供に努めるものとされています。

(16) 阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する配慮

国等は、阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対して特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

阪神・淡路大震災による災害は、兵庫県や大阪府など近畿の広い地域の中小企業者に対し、極めて甚大な被害をもたらしました。本項は、被災地域の復興状況にかんがみ、引き続き阪神・淡路大震災の被災地域の中小企業者に対する政府としての取組みを明確にしているものです。

2 中小企業者向け契約目標

国等は、上記1に掲げる措置を講ずること等により、平成16年度における国等の契約のうち、中小企業者向け契約の金額が、約4兆5,023億円となるよう努めるものとする。

この金額は、国については約2兆3,104億円、公団等については約2兆1,919億円とする。

【解説】

- (1) 官公需総予算額に占める中小企業者向け契約目標額は、発注に係る各省各庁等が従来からの施策及び平成16年度に講ずる施策を実施することにより、中小企業者が契約相手方となる契約がどれくらいの金額となるかの見込みないし見積もりを示すものです。
- (2) 平成16年度の中小企業者向け契約目標額（当初予算ベース）については、約4兆5,023億円となっています。また、官公需総予算額（9兆8,484億円）に占める中小企業者向け契約目標額の比率は45.7%となっています。

3 官公需に係る施策の推進

- (1) 国等は、本方針について、中小企業者向け契約目標の設定に係る透明性を確保するとともに、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会の運営等により、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- (2) 各省各庁等は、上記1の各種施策の実施状況を十分に踏まえ、上記1の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報の提供を行うものとする。
- (3) 国は、地方公共団体に対し、中小企業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請しているところであるが、その実施に際しては、公共工事の効率的執行の確保に留意し、行き過ぎた施策をとらないよう要請する。

【解説】

- (1) 平成15年度より、中小企業者に関する国等の契約の方針の閣議決定後に、その内容を中小企業庁のホームページに掲載し、併せて、翌年度の方針の作成に向けて広く国民からの意見を募集しています。
- (2) 中小企業者の受注機会の増大を図るためには、毎年度の中小企業者に関する国等の契約の方針を閣議決定するプロセスの中で、前年度の措置の実施状況を評価し、翌年度の施策への反映させていくことが重要です。
- (3) このため、中小企業庁では、各省各庁等から通知された措置状況を取りまとめ、情報提供を行うものとされています。このほか、各省各庁等は、中小企業庁と密接な連絡をとり、中小企業者に関する国等の契約の方針の実施について、遺憾のないよう努めるものとされています。

3

官公需適格組合証明基準(昭和61年6月9日 61企庁第834号)

(1) 物品納入・製造の請負・役務の提供に係る組合の証明基準(別表1)

証明基準	
項目	基準
1. 共同事業の協調性・円滑性	組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
2. 官公需の受注に関する熱心度	官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。 国等に資格審査申請をし、審査決定を受けていること(2回目以降の申請(更新の申請を含む。以下同じ。)の場合)
3. 共同受注体制	事務局常勤役職員が2名以上いること。 共同受注担当役員が定められていること。 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。 イ. 組合が受注しようとする物品等の種類及び規模 ロ. 共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準 ハ. 組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨。 の共同受注委員会が適正に運営が行われ、の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。 その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。
4. 経理的基礎	組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。 その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。
5. その他	組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。 その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

証 明 基 準	
調査事項	添付書類
共同事業の遂行の状況	a . 登記簿謄本 b . 定款 c . 組合員名簿 d . 直前2年間の共同受注事業の経歴書 e . 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f . 事業計画書 g . 総会及び理事会の議事録
	a . 組合指導者の組合事業に関連する経歴書 b . 資格登録先及び審査決定による格付の一覧表
事務局体制の確立の状況 . 共同受注委員会の運営の状況 . 配分の状況 . 実際の責任体制の確立の状況、検査体制の確立の状況	a . 組合事務所一覧表 b . 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c . 共同受注委員会規約 d . 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） e . 共同受注委員委嘱状の写し f . 官公需共同受注規約 g . 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録） h . 直前2年間の配分状況 i . 検査員委嘱書類 j . 第三者検査機関の検査受託証明書
	a . 決算関係書類 b . 収支予算書
┌ └ 該当事実の有無	要領を理解する旨及び5 . の事項についての誓約書

(2) 建設工事に係る組合の証明基準 (別表2)

証 明 基 準	
項 目	基 準
1. 共同事業の協調性・円滑性	<p>共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。</p> <p>組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。</p> <p>証明申請日の前1年間(2回目以降の申請(更新の申請を含む。以下同じ。)の場合にあっては2年間)において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。</p> <p>その他組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。</p>
2. 官公需の受注に関する熱心度	<p>官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。</p> <p>国等に資格審査申請をし、審査決定を受けていること(2回目以降の申請の場合)</p>
3. 共同受注体制	<p>事務局役職員が次のようであること。</p> <p>イ. 公共性のある工事であって、工事1件の請負代金の額が1,500万円以上のもの(電気工事、管工事、電機通信工事又はさく井工事にあつては500万円以上)を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役員が1名以上、常勤職員が2名以上あり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。</p> <p>ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあつては、事務局常勤役職員が2名以上いること。</p> <p>組合独自の事務所を有していること。</p> <p>共同受注担当役員が定められていること。</p> <p>共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。</p> <p>のイに掲げる組合にあつては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。</p>

証 明 基 準

調査事項	添付書類
<p>該当事実の有無</p> <p>共同事業の遂行の状況</p>	<p>a . 登記簿謄本</p> <p>b . 定款</p> <p>c . 組合員名簿</p> <p>d . 直前2年間の工事経歴書</p> <p>e . 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由</p> <p>f . 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額</p> <p>g . 共同受注を希望する工事種別ごとの直前2年間の年間平均工事高</p> <p>h . 基準1 - の該当事実の有無</p> <p>i . 事業計画書</p> <p>j . 総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの）</p>
	<p>a . 組合指導者の組合事業に関連する経歴書</p> <p>b . 資格登録先及び審査決定による格付の一覧表</p>
<p>事務局体制の確立の状況</p>	<p>a . 組合事務所一覧表</p> <p>b . 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無）</p> <p>c . 建設業の経營業務の管理責任者の経歴書</p> <p>d . 技術職員の資格を証明するもの及び実務経歴</p> <p>e . 役職員の給与の源泉徴収票</p> <p>f . 組合事務所の所有又は賃借を証する書類の写し</p> <p>g . 共同受注委員会規約</p> <p>h . 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>i . 共同受注委員委嘱状の写し</p> <p>j . 企画・調整委員会規約</p> <p>k . 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>l . 企画・調整委員委嘱状の写し</p>

証 明 基 準	
項 目	基 準
	<p>次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。</p> <p>イ．組合が受注しようとする工事の種類及び規模</p> <p>ロ．共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準</p> <p>ハ．組合の技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨。</p> <p>ニ．組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨。</p> <p>ホ．共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨。</p> <p>の共同受注委員会及び の企画・調整委員会が適正に運営が行われ、の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（2回目以降の申請の場合）</p> <p>共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。</p> <p>その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。</p>
4．経理的基礎	<p>組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。</p> <p>自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること。</p> <p>その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。</p>
5．その他	<p>組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。</p> <p>その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。</p> <p>官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。</p>

証 明 基 準

調査事項	添付書類
<p>共同事業の遂行の状況</p> <p>・ 共同受注委員会の運営の状況</p> <p>・ 企画・調整委員会の運営の状況</p> <p>・ 配分の状況</p> <p>・ 組合の技術職員による監督・指導の状況</p> <p>・ 実際の責任体制の確立の状況、検査体制の確立の状況</p>	<p>m . 官公需共同受注規約</p> <p>n . 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>o . 直前2年間の配分状況</p> <p>p . 検査員委嘱書類</p>
	<p>a . 決算関係書類</p> <p>b . 収支予算書</p>
<p>— 該当事実の有無</p> <p>指導の状況</p>	<p>要領を理解する旨並びに1 . 及び5 . の事項についての誓約書</p>

4

事業協同組合等の概要

中小企業は一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため同業者などが相寄り集まって組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つであり、各種の組合制度が確立されています。

官公需確保法並びに同法施行令で「中小企業者」と定義されている「組合」の種類には、(1) 中小企業等協同組合法に基づく 事業協同組合、 事業協同小組合、 協同組合連合会、 企業組合、(2) 中小企業団体の組織に関する法律に基づく 商工組合、 商工組合連合会、 協業組合並びに(3) 商店街振興組合法に基づく 商店街振興組合、 商店街振興組合連合会があります。

いずれかの組合も設立に当たっては、認可を必要とします。これらの組合のうち共同受注事業等が積極的に行われている組合に対しては、申請に基づき一定の要件をもとに、経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。）が官公需適格組合の証明を行うことができることとなっています。これらの組合は、それぞれ特色をもっていますが、官公需適格組合として代表的な組合の形態としては、事業協同組合、企業組合、商工組合及び協業組合を掲げることができます。

(1) 事業協同組合

目的と事業

事業協同組合は、協同組合の中で最も代表的・一般的な組合で協同組合原則に基づき運営され、組合員である中小企業者が行う事業に関して、次の事業を行うことにより、中小企業者の経営の合理化と取引条件の改善を図るものです。

(ア) 共同生産、共同加工、共同受注、共同購買、共同販売、共同運送、共同保管、共同研究等の共同事業（いわゆる「共同経済事業」）

(イ) 組合員のための福利厚生施設の設置、組合員に対する事業資金の貸付け、組合員の事業に関する債務の保証、組合員の分野進出の円滑化を図るための事業、組合員の経済的地位の改善のために必要な団体協約の締結等の共同事業

組合員となる資格

事業協同組合の組合員となれる者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う小規模の事業者^(注)であって、組合の定款で定めたものです。

(注) ここでいう小規模の事業者とは、原則として資本の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者、又は常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業

又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人)を超えない事業者をいいます。

(2) 企業組合

性 格

(ア) この組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力のすべてを組合に投入し、企業組合自体が1個の企業体として事業を行うものです。

(イ) したがって組合員は、組合の経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者的存在になるものです。このように、この組合の活動は、外見からは会社に類似していますが、内部的には協同組合の原則によって運営されます。

(ウ) このような企業組合は、小規模事業者が資本と労働を持ち寄り、集団によって経済的地位を向上するための組織として利用されるとともに、個人が自らの職場を持つための組織として利用されているものです。

事 業

企業組合が行う事業は、商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他組合の定款で定める事業です。

組合員となる資格

企業組合の組合員となれる者は、組合の定款で定める個人、企業組合の事業活動に必要な物資・役務・施設・技術等を提供し、又は企業組合からそれらの提供を受け、あるいは企業組合の事業の円滑化に寄与する者、中小企業等投資事業有限責任組合です。

(3) 商工組合

目 的

中小企業者が協同して次の事業を行うことにより、その営む事業の改善発達を図るとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的としています。

事 業

商工組合の行う事業は、次のとおりです。

(ア) 指導等事業(組合の当該業界に関する指導、教育、情報又は資料の収集、調査研究)

(イ) 共同経済事業(出資組合に限る)

(注) 商工組合には、出資組合と非出資組合とがあり、出資組合は共同生産、共同加工、共同販売、共同受注、共同購買、共同保管、組合員に対する事業資金の貸付等、共同経済事業も併せて行うことができます。

組合員となる資格

商工組合の組合員となれる者は、次のとおりです。

(ア) その地区内において組合の定款で定める資格事業を営む中小企業者

(イ) 組合の定款で定めているときは、その地区内において資格事業を営む中小企業者以

外の者、事業協同組合、企業組合等を含めることができる。

(4) 協業組合

目的

協業組合は、組合員の生産、販売その他の事業活動についての協業を図ることにより、企業規模の適正化による生産性の向上等を効率的に推進し、その共同の利益を増進することを目的としています。

事業

(ア) 協業の対象事業

(イ) (ア) の事業に関連する事業

(ウ) (ア) (イ) の事業に附帯する事業

組合員となる資格

協同組合の組合員となれる者は、中小企業者及び定款で定めた中小企業者以外の者であって、加入の際に定款で定める事業の全部又は一部を営む者です。この場合、中小企業者以外の者は、協業組合の総組合員の4分の1を超えてはなりません。

なお、ここに掲げた4つの組合のうち、中小企業者で組織する事業協同組合及び中小企業者で組織し、かつ共同経済事業を行う出資商工組合は独占禁止法第24条第1号の要件を備える組合とみなされ、不公正な取引方法を用いる場合又は不当な対価を引き上げることとなる場合を除き、同法の適用が除外されることとなっています。

平成 16 年度 官公需共同受注事業成功事例集
～ 中小企業官公需施策と官公需適格組合～

発 行 全国中小企業団体中央会（連携組織推進部）

〒104-0033 東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル

電 話 03（3523）4904

F A X 03（3523）4910

<http://www.chuokai.or.jp/>
